## 民意を反映する選挙制度実現 **運動情報** 比例定数削減反対! **運動情報**

憲法会議、発行

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

### 【憲法しんぶん連報版】

2012年2月9日

第 326 号 Tel 03-3261-9007 本号 5 🚰 Fax 03-3261-5453

# 「2・2 院内集会&議員要請」 あいさつ・報告・発言・要請結果—④

「『2·2 院内集会&議員要請』 あいさつ・報告・発言・要請結果」③に続き、今号には、「連用制」についての田中隆弁護士の報告「連用制を検証する」および民青同盟・林さんの発言を掲載します。(文責は憲法会議)

## 特別報告 田中 隆(自由法曹団・弁護士)さん

「連用制」というあまり聞きなれない言葉が新聞を賑わしております。今日の報道にも「民主党も検討か」などとあり、まっすぐに行くと思いませんがこれが焦点になる可能性があります。それだけに、連用制とは何か、どんな問題をはらんでいるのか、さらに連用制がここで浮上してくることの政治的意味をぜひご理解いただきたいと思います。そんなことなので急遽、自由法曹団の意見書「連用制を検証する」をまとめました。これをベースにいくつか指摘します。(自由法曹団の意見書「小選挙区比例代表連用制を検証する」(2012年2月2日)は自由法曹団のホームページで全文を見ることができます。自由法曹団 検索 )

まず、連用制とは何か。意見書の2ページです。1のところにアウトラインをふっておきました。衆議院を小選挙区と比例代表に分ける。これは並立制と同じです。そして原則として有権者は比例代表と小選挙区に投票する。これも同じです。違うのは比例代表の当選者数を決めるとき現在はドント式で計算します。ここだけを変えます。

どう変えるか。同じブロックのなかの小選挙区の当選者数に1を足した数から比例代表の得票数を割っていく、非常に変わったことをやる。そうすると、当たり前ですが小選挙区で負けたほうが割る数が少なくなりますから、相対的には小さい政党が比例代表の議席を取りやすくなる。そういう制度です。変わった制度ですが、実は法律の上ではこれは非常に変えやすいです。今の公職選挙法の法文の1力条だけ変えればいい。「1から割っていく」という現在の条文を、「1に小選挙区の当選者数を足したものから割っていく」と、1条だけ変えればコロッと変わってしまいます。だから、最後のところでパカッと変えられる技術的可能性があることは無視できないと思ってください。

意見書 3 ページからそのメカニズムを入れておきました。4 ページは東京ブロックを例にとった議席配分の実例のシュミレートです。このシュミレーションは私がやりましたが、「朝日」と「毎日」がやったシュミレーションと合ってますから計算は間違ってな

いはずです。表 1 が東京ブロックで、2009 年の選挙の小選挙区で各党がいくつとったか。それから比例代表で何票とったかをそのまま入れたものです。実際の選挙の並立制では比例代表の配分をするドント式は比例代表の得票数を 1 から割っていきました。そうすると当然ながら民主党が 283 万で最大で、1 で割ったら 283 万。一番多いから、一番最初の議席は民主党がとっています。次に自民党となって最後の方に公明党、共産党がある。この割る数を変えます。小選挙区制で得た議席は民主党が 21、自民党が 4 ですから、民主党は 22 から、自民党は 5 から、公明、共産、社民以下は 1 から割ります。そうすると 1 番は公明党がとり、2 番は共産党、3 番をみんなの党がとる、こういう格好でいく。つまり小さい方からとっていくことになり、結果民主党は一つも比例代表でとれません。連用制では、東京ブロックは民主 21、自民 10。それに対して公明 4、共産 4、社民 1、みんなの党2になる。これが連用制のメカニズムです。それを全国で集計したらどうなるかが表 2 です。数字は時間の関係で省略しますが、結果は公明党が49、共産党が29、以下のような数字になります。

これが結果としてどの程度民意を反映するか、3 で触れておきました。比例代表の得票数に議席総数 480 を比例配分したのが、意見書 4 ページの表の下から 2 行目の数字です。これと連用制でとる数字は、おおむね対応します。結果的には比例得票率に応じたかたちの議席になるようにみえます。そこが民意を反映する制度だと、連用正論者が主張するものです。ただこれには 3 つの条件があることを知っておかなければなりません。

一つ目の条件は、今回は民主党と自民党が二大政党的になっていますから、小選挙区が民主と自民のあいだで割れました。その結果どの政党も議席を独占しませんでした。そのため対応したんです。もし、かつてのように自民党が独占的な地位を持っているとか、民主党が圧倒的に強いとなると、300 すべてを民主党が占めてしまいます。残り180 を野党がどう割ろうとやっぱり「4 割の得票で 6 割 5 分の議席獲得」は変わりません。連用制はこれを阻止できません。

二つ目は、現在の並立制と同じ 11 ブロックでやるとこうなります。しかしかつて浮上したことのある民間政治臨調案の比例代表は都道府県単位でした。比例代表の単位を 小さくしていくと結局小政党がとれなくなっていきます。

三つ目は、このシュミレーションは小選挙区 300 に対して現在の比例代表 180 をそのまま使っています。もし比例代表を削減して 100 にしてしまったら、今の話は通用しません。

この三つ目は危険性がありますので、6 ページにそのままシュミレートしてみました。 民主党が連用制を取り込むときには、取り込んでやるけども比例代表は減らすという、 抱き合わせにしてくる可能性がきわめて強い。つまり連用制プラス 80 比例削減。これ が矛盾しているのは分かると思います。連用制を採用しようというのは「民意を反映し よう」ということです。しかし、民意を反映するステージそのものを半分にするわけで すから、もう一方では民意を反映しないようにする、こんな抱き合わせはとんでもない と指摘しなければなりません。そうしたらどうなるか、同じようにシュミレートしてみ ました。表 3 と 4 は後でご覧ください。

今日知っていただきたいのは、この比例定数を 100 に削減しても共産党や公明党は数そのものは確かに増えます。増えるけども、しかし国会の歪みはさらにひどくなるということです。小選挙区が四分の三で、比例代表が四分の一しかない。そして、一つの政党が小選挙区の四分の三を占めてしまえば、野党が 100 をどう分けようと結果的には独裁にいく。このことは、一時的に議席が増えるのではないかということに惑わされずに、本当の民主主義はそれではダメだということを確信をもって訴えていただきたいと思い

ます。

連用制の制度的問題点を意見書てページ以下におさえておきました。ポイントだけ言います。

一点目。これは他の制度もそうですが、小選挙区制と比例代表を組み合わせますと、 中心が小選挙区制になります。そうすると、やっぱり小選挙区制のところで議席を争え ない第三党以下が淘汰されていくことになる。これが「小選挙区効果」です。

もうひとつの問題。意見書 7 ページの下です。自民党もこれは憲法上問題があるといっていますが、連用制でも小選挙区制と比例代表制と二つ選挙をやります。二票投票する。たとえば私は小選挙区では地元の自民党の先生に入れるが、比例代表制では民主党に入れる。こういうことはいいわけで、二票入れる以上、政党が違ってもかまわない。にもかかわらず、これは連用制では大変おかしなことになります。第一党になった民主党は、さっき言ったように、比例代表の配分では 22 あたりから配分されるんですから、比例代表の投票価値は公明党や共産党にくらべると 22 分の 1 しかない。こんなことで憲法上いいのかという議論がどうしても起こってしまいます。これは、この意見書でいうと「投票意思が恣意的に操作される」ことになります。

意見書8ページ。一番有効に一票を活用しようと思ったら、小選挙区は必ず当選する候補者に入れて、比例の方は絶対に小選挙区で勝たない政党に入れればいいという、わけのわからない話が起こってきます。このあたりは、ある種のカラクリで、連用制が持っている致命的な問題です。そのことが現実の選挙のなかでは、8ページのような様々な「悲喜劇」を生むはずです。比例代表と小選挙区で違う候補者が出たら、比例代表の候補者が当選しようと思ったら、間違っても自分の政党の小選挙区の候補者を応援してはいけないことになります。ぜひ落ちていただかないと、当選されたら自分が危ないわけです。同士討ちめいた話が起こり、わけのわからない謀略合戦が起こる。こんなものが国民の声を反映する選挙と言えるか、という問題が8ページの「悲喜劇」です。

何でこんなことが起こるか。比例代表と小選挙区を技巧的に結び付けておきながら、二票いれて二つの選挙にするからです。実はこの問題をほとんど解決する妙手があります。どうすればいいか。選挙は二つやるけれども投票は一票しか入れない、一票制というやり方があります。二つ選挙をやりますが、小選挙区への投票を、小選挙区では当選者を決めて、比例代表ではその公認政党の投票に読み替えます。そうするとずれません。自民党候補に入れた票は自民党に入ります。実は民主党ではこの一票制がまじめに議論されたそうです。そう簡単に行かないと思いますが、こんな問題も浮上しかねない。どうなるかわかると思います。小選挙区しか投票しないわけですから、小選挙区で勝ち目のない政党に入る票はますます減ります。それから小選挙区で標をとらないと比例代表で票になりませんから、小さい政党でもすべての選挙区に候補者を立てるしかなくなります。立ててほとんどの供託金はおそらく没収されるだろうけど、そうしない限り選挙になりません。ものすごく過酷な運命に中小政党を追いやることになります。無所属も立候補は認められますが投票したって読み替える票がありませんから2分の1票の価値しかないことになります。事実上、無所属は出てくるなということです。

つまり一票制というのは究極の小党・少数排除システムになります。しかし連用制の問題を解決しようと思うと、最後はここに行ってしまうということ、それくらいカラクリをはらんだ選挙制度だということを頭に入れていただいて、気持ちはわかるけど連用制はダメだということをぜひ強調していただきたい。なぜ気持ちはわかるかというと、連用制が今出てきていることも政治的だからです。

これは先ほど穀田さんがおっしゃったように、小選挙区を中心とした並立制の弊害が もう明らかになってしまって、民意の歪曲はダメ、民意を反映する必要がある、という ことをさすがの永田町の中でも考えざるえなくなってきました。それは私たちの運動の成果の面があります。その一部を取り入れようと彼らが思ったことがあるかもしれません。しかし、それはとんでもない問題をはらんでいます。民意を反映しようとする比例代表と、民意を歪曲する小選挙区制を無理にくっつけようとするからそうなるのです。だったら正面から、民意を反映させるためには、民意を歪曲する小選挙区制そのものを廃止して、民意を素直に反映する比例代表の道に行こうではないか。間違っても連用制で途中下車はしない、このことを私たちの確信にして、この国会に突きつけていき、ともに民意を反映する選挙制度を実現しようではありませんか。

## 発 言

### 林竜二郎(民青同盟副委員長)さん

日本民主青年同盟の林竜二郎です。国民・青年の願いが国会に届き、それを実現させる政治が行われるためにも、比例定数削減などは言語道断であり、小選挙区制度を廃止して、むしろ比例部分の拡大が必要だと私は思っています。

私からは被災地や青年という角度から発言させていただきたいと思います。今日の発言にあたって、どんな実態や願いが被災地・そして青年にはあるだろうか考えてみました。

昨年私は、3 月末から宮城や岩手に入りました。空爆を受けた後のような惨状に、茫然したのを覚えています。現地の青年に話を聞くと、陸前高田でほたての養殖をやっている青年は、「元どおりにするには8千万円かかるが、保険で返ってくるのは2千万円。でも自分には浜しかないからここでがんばっていきたいと思う。補助があるなら残るけど、ないなら『どこかに出よう』となってしまう。」と話してくれました。

また、震災を口実にした解雇撤回を求めてたたかうソニー仙台労組の青年は、昨年 10 月の全国青年大集会の中で「必要なときには "正社員"というエサで散々いいように使い、必要がなくなると震災を利用してゴミのように使い捨て」「期間社員という不安定な生活を送ってきて、そのうえ大震災で被災した我々の生きる基盤である仕事までソニーは奪おうとしている」「期間社員の実態を日本中に知らせるためにも、みなさん、力を貸してください」と話していました。

先日見た NHK スペシャルでは、震災の影響で 12 万人が失業したといわれ、そして今、多くの人が失業給付が打ち切られようとしている中、仕事を見つけるために地元を離れざるを得なくなっている状況を報道していました。

これらの「地元で安心して働きながら生活して、復興のためにも頑張っていきたい」 という願いを、政治はどう受け止めているのでしょうか。

民主党政権は、失業給付の打ち切りや消費税の増税、漁業に企業が参入できる水産特 区構想など、願いに逆行する政治で被災地を踏みにじっています。

なんでこんな国民・青年の願いに逆行した政治が行われるのか、その大きな原因が、いまの小選挙区中心の選挙制度にあるのだと思います。この制度が、民意を反映した政治を実現するのを阻んでます。民意を反映しない政治をさらに増大させる比例定数削減には、何の道理もない、絶対にさせてはないないと思います。

しかし、街では多くの青年が比例定数削減には、「多すぎる」という理由で賛成と言います。先週、渋谷駅まで民青新聞の取材も兼ねてこの問題について青年たちに話を聞き

ました。よくよく話を聞くと、この「多すぎるから削減賛成」という思いは、他国に比べてどうかだという客観的に事実でどうかというよりは、政治不信の強い思いの表れとして出た声でした。「あなたの一票が政治に反映されていると思いますか」との質問には、圧倒的な人が「いいえ」と答えています。

一方で小選挙区制度は票が議席に結びつかない死票が、2005年の総選挙では48%で3300万票、2009年の総選挙では46%で3270票あることや実際の得票率と議席占有率のギャップを知らせると、「知らなかった」と驚き、比例定数削減には反対の意思を示してくれます。

きちんと、この制度の現状を伝え、私たちの願いを実現させるためにも比例定数削減では、逆行であることを伝えていくと同時に、根強い政治不信の思いに応えるためにも私たち自身が政治をつくっていけることを語り、私たちの願いが託せる政党・政治家の存在を知らせることを運動の中でやっていくが大事だと思いました。

最後に、実際の対話をする際にどんな風に話したらいいのか、勘どころはどこなのかがわかるグッズを紹介します。それは、今回作られたリーフはもちろん言わずもがなですが、青年の模索に寄り添い、展望がみえる民青新聞を紹介します。2 月 13 日付の民青新聞では、先ほどお話しした街頭取材の様子を踏まえて 1~2 面で比例定数削減問題の特集を組みます。まだ購読されていない方は、ぜひこの機会に購読(1ヵ月680円)していただくことを呼びかけさせていただき、発言とします。

## 訂正

「運動情報(憲法しんぶん速報版)」第325号(2月8日付)の2·2院内集会での守川幸男さん(自由法曹団千葉支部)の発言(同号4ページ)のうち、冒頭の2行を下記のように改めます。(編集部)

今日は千葉支部から5名参加しました。中央団体の発言が続く中、大阪とともに地域からの報告なので、大阪に匹敵するすごい取り組みをしていると誤解されていると思います(笑)。

# 好評発売・取り扱い中

**比例定数削減反対リーフレット**(通称「課税府(かぜいふ)のノダ」リーフ **署名用紙**(解説用にと、リーフの一部を裏面に印刷)

作成は11団体

リーフレットと署名用紙の**セットで 1 組 8 円**(憲法会議扱い)〔送料別〕

## 比例定数削減反対「のぼり」

街頭での宣伝で、家·事務所の前になびかせましょう。団体名記入欄あり 1枚 800円(送料別)

ご注文、お問合せは憲法会議(E03-3261-9007、fax03-3261-5453)へ